清須市行政改革推進委員会設置条例(平成 17 年 7 月 7 日条 例第 8 号)

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現 を推進するため、清須市行政改革推進委員会(以下「委員会」という。) を置く。

(任務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、清須市の行政改革の推進に関する重要事項を調査し、及び審議する。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。
- 2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠 委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、非常勤とする。

(会長)

- 第4条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務 を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。